

## SHEET 01

## 中小企業の統計

## 1. 中小企業の企業数・従業者数

	企業数・割合	従業者数・割合
中小企業	336万社 99.7%	3,310万人 69.7%
小規模企業	285万社 84.5%	973万人 20.5%

うち約5割は個人事業者 うち約1/3は個人事業者



## 中小企業・小規模企業の企業数・従業者数(2012-2021)

	企業数	従業者数
中小企業	一貫して減少	増加 (2016→2021)
うち小規模企業	一貫して減少	一貫して減少

## 業種別の企業数と従業員数(2021)

企業数(数)	覚え方:貢献!宿で製造	やさやか貢献!
中小 小売→建設→宿泊・飲食サービス→製造		
小規模 小売→建設→宿泊・飲食サービス→不動産・物品賃貸		
	小さく建てた宿を賃貸!	かわいい
企業数(構成比)	中小/小規模企業が占める割合	
中小 建設→不動産・物品賃貸		
小規模 不動産・物品賃貸→建設	数が多いのは「成功やけん」(博多弁風)	
従業員数(数)	めんたいこ	
中小 製造→小売→宿泊・飲食サービス→建設		
小規模 建設→製造→小売→宿泊・飲食サービス		
従業員数(構成比)	中小の4位→小規模の1位	
中小 医療・福祉→建設		
小規模 建設→不動産・物品賃貸		

## 3. 中小企業・小規模事業者の動向と経営指標

実質 GDP 2023年はプラス成長

業況判断 DI 2023年第1四半期～第3四半期は1994年以来最高水準  
第4四半期はわずかに悪化

## 2. 中小企業の売上高・付加価値

	売上高・割合	付加価値・割合
中小企業	680兆円 47%	140兆円 56%
小規模企業	151兆円 11%	36兆円 15%



## 中小企業・小規模企業の売上高・付加価値

	売上高	付加価値
中小企業	一貫して増加	増加
うち小規模企業	一貫して増加	増加

## 業種別の売上高と付加価値額(2020)

売上高(額)	押せ!健康!	健康
中小 卸→製造→建設→小売		
小規模 建設→製造→卸→不動産・物品賃貸		
	消せ!恐ろしい不動産	
売上高(構成比)		
中小 医療・福祉→生活関連サービス・娯楽		
小規模 建設→不動産・物品賃貸		
付加価値(額)	付加価値が付いた聖剣を卸して売ろう!	聖剣
中小 製造→建設→卸→小売		
小規模 建設→製造→不動産→学術研究・専門技術サービス		
付加価値(構成比)	消せ!ふせん!	
中小 医療・福祉→生活関連サービス・娯楽		
小規模 建設→不動産・物品賃貸		

## 業種別の経営指標(2022)

指標	全産業	最大	最小	製造・卸・小売で見ると(値が大きい順)		
ROE	11.50	小売	宿泊・飲食サービス	小売	製造	卸売
売上高経常利益率	4.29	不動産・物品賃貸	宿泊・飲食サービス	製造	卸売	小売
総資本回転率	1.00	卸売	不動産・物品賃貸	卸売	小売	製造
自己資本比率	41.71	情報通信	宿泊・飲食サービス	製造	卸売	小売
財務レバレッジ	2.40	宿泊・飲食サービス	情報通信	小売	卸売	製造
付加価値比率	26.09	サービス(他に分類されないもの)	卸売	製造	小売	卸売

## 経営指標の推移

指標	中小企業の推移
売上高	2021年第1四半期を底に増加傾向 →2023年第4四半期は中小企業の増加幅が縮小
経常利益	2020年第3四半期を底に増加傾向 ≈一時期減少

## SHEET 02

## 中小企業の動向①

## 1. 雇用・賃金の動向

## 完全失業率と有効求人倍率

## 完全失業率

2009年：5.1% リーマンショック  
2020年：2.8%  
2022年：2.6%



## 有効求人倍率

2020年以降増加→足元では低下

## 人口別の就業率の推移

	就業者数	就業率
生産年齢人口	長期的に減少傾向	上昇
生産年齢人口(女性)	上昇 → 2019～2023年は横ばい	上昇
65～69歳人口	上昇 → 2019～2023年は減少	上昇

生産年齢人口の減少が進む中、労働力を女性・高齢者から補う形だったのが、足下では頭打ちになっている

→人材の供給制約に直面

→中小企業の人手不足感も強まっている



## 外国人労働者の活用

## 外国人労働者数

2023年時点で約205万人 就業者全体の3%



2020～2022年感染症の影響で上昇幅減

2023年：急激に増大

## 在留資格別

- ①身分に基づく在留資格
- ②専門的・技術的分野
- ③技能実習

※技能実習制度と特定技能制度は見直しが進められている

育成就労 創設に向けて取り組み中

人材育成・確保を目的とした制度

→3年間の育成を経て、特定技能1号への移行を目指す

## 2024年問題

建設業、医療・福祉、運送業等の業界で時間外労働の上限規制の特例解除に伴い人手不足がより深刻化する問題

## 3. 労働生産性

## 企業規模別の労働生産性

90%タイル

	中央値	上位10%
大企業	605万円	1,618万円
中規模企業	315万円	841万円
小規模企業	168万円	677万円

大企業の中央値を上回る

## 外国との比較

日本はOECD加盟国平均より労働生産性が低い

低い…



## 2. 開廃業・倒産

## 開廃業率(有雇用事業所数)



開業率 3.9%

廃業率 3.3%

✓廃業率は2010年度から低下傾向だが、2022年度はわずかに上昇

✓廃業企業の約89%を小規模事業者が占める  
※開業企業や存続企業の割合より高い

## 業種別の開業率・廃業率(2015～2021)

製造・卸・小売・サービスで比較すると…

	開業率	廃業率
1 サービス	小売	
2 卸	卸	
3 小売	サービス	
4 製造	製造	



## 企業の規模間移動と開廃業

規模拡大	約4万者	大多数は小規模→中規模
規模変化なし	約254万者	
規模縮小	約7万者	大多数は中規模→小規模

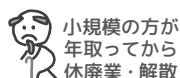


## 休廃業・解散件数

東京商エリサーチ：約5.0万件 前年より増加  
帝国データバンク：約5.9万件

## 休廃業・解散企業の損益別構成比

黒字の企業の割合：小規模 49.6% 中規模 55.8%



## 休廃業・解散企業の経営者平均年齢

小規模 70歳 中規模 66歳

## 倒産件数

2023年：8,690件 資金繰り支援など

✓2020年から2022年は各種施策で低水準

✓感染拡大前の水準まで増加



## 業種別の労働生産性

業種	特徴
建設、情報通信、製造	中規模・小規模事業者の労働生産性が比較的高い
宿泊・飲食サービス、生活関連サービス・娯楽	企業規模間での差が小さい ※どの規模でも低い

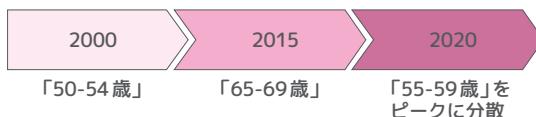
労働生産性のばらつきはどの業種でも大企業の方が大きい

## SHEET 03

## 中小企業の動向②

## 1. 事業承継の動向

## 経営者年齢のピーク



✓ 70歳以上の経営者の割合は2000年以降過去最高

## 後継者不在率(2023)



半数近くの企業  
で後継者不在

- ✓ 約55% 減少傾向
- 後継者不在率は経営者の年代が上がるにつれ低下
- 後継者決定企業における、事業承継の際に問題になりそうなこと
  - ①後継者の経営能力
  - ②相続税・贈与税の問題



## 2. 物価・為替の動向

物価の概況(2020年1月=100の場合)

国内企業物価指数：120.3 消費者物価指数：112.6  
輸入物価指数が依然として高止まり → 連動して物価↑

## 原材料・資源価格高騰による影響

	改善	横ばい	悪化
売上高	19%	57%	24%
営業利益	13%	45%	43%
資金繰り	8%	67%	25%



## 円安による影響

横ばいが多い

	改善	横ばい	悪化
売上高	7%	79%	14%
営業利益	5%	71%	24%
資金繰り	3%	82%	16%



## 価格転嫁の状況

コスト全体の価格転嫁率(2023年9月)：約46%  
(原材料費：約45% 労務費：約37% エネルギー費：約34%)

✓ 改善傾向にあったが、2023年9月は微減

## 価格転嫁ができる企業

- ✓ 価格協議が実施できている
- ✓ 競合他社と差別化できている
- ✓ 商品別、製品別の原価構成の把握、理想価格・譲歩可能な価格の設定など事前準備ができている

## 参考 パートナーシップ構築宣言

- ✓ サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携
- ✓ 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守に重点的に取り組むことを宣言

振興基準

4.1万社超が宣言  
※2024年3月末時点

## 3. 設備投資

## 中小企業の設備投資額(2021)

18.2兆円 ↗ 2012年から一貫して上昇

## 中小企業の設備投資計画(2023)

高水準 ※前年度比で増加



## 4. 海外展開

## 直接輸出と直接投資割合

	直接輸出企業	直接投資企業
大企業	28%	32%
中小企業	21%	14%

## 5. リスクへの対応

## 事業継続計画(BCP)

不測の事態に際し、業務の中止リスクを下げる、または短期間で復旧を行うための計画

## BCPの策定率

大企業 36% 中小企業 15% ↗ 上昇傾向

## 影響が大きくなったと考えられる

## 外部環境の変化/地政学リスク

- ①ロシアによるウクライナ侵略
- ②イスラエル・パレスチナを巡る情勢悪化
- ✓ 地政学リスクに対しては「影響はあるが特に対応していない」と回答する企業が最多

## 6. 産業立地

## 工場の事業所敷地面積

2011年以降緩やかに増加  
→ 立地計画を持つ事業者の割合も増加傾向



## 7. デジタル化推進に向けた取組

## デジタル化の取組段階

段階	取組状況	2023年時点
段階4	デジタル化によるビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組んでいる状態	7% ← まだ少ない
段階3	デジタル化による業務効率化やデータ分析に取り組んでいる状態	27%
段階2	アナログな状況からデジタルツールを利用した業務環境に移行している状態	35%
段階1	紙や口頭による業務が中心で、デジタル化が図られていない状態	31% ← 過半数

- ✓ 取組段階が高い企業ほど生成AIやRPAを活用する傾向
- ✓ DXに取り組む企業ほどGXに取り組んでいる傾向

→ 相乗効果あり

## SHEET 04

## 中小企業の動向③、環境変化に対応する中小企業

## 中小企業の動向③

## 1. 脱炭素社会に向けた取り組み

## GX：グリーン・トランスフォーメーション

経済産業省が提唱する脱炭素社会に向けた取組を通じた社会システムの変革

## 脱炭素化への取組状況

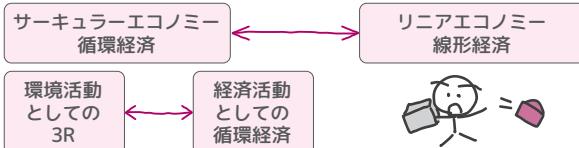
- 実際の取組着手に至る段階で障壁を抱える企業が多い

## 特に取組が進んでいる業種

製造業、建設業



## 2. サーキュラーエコノミー



大量生産・大量消費・大量廃棄



サーキュラーエコノミーの実現を目指して

2020年 循環経済ビジョン

2023年 成長志向型の資源自律経済戦略



## 環境変化に対応する中小企業

## 1. 人手不足対応

## 最も優先度が高い経営課題

- ①人材の確保 ②人材の育成



## 中小企業における人材の採用

新卒採用：「行った」4割程度

中途採用：「行った」8割程度

- 中小企業の主な採用形態は中途採用
- 小規模企業は「中途採用メイン」割合がより高い

## 2. 投資



## 省力化投資

人手不足対応を目的とした

設備投資の実施有無

直近5年間で「実施した」：約35%

- 「実施した」企業は「実施していない」企業より、売上高、経常利益共に増加

## 成長に向けた設備投資

直近3年程度における成長投資の実施状況

「実施した」4割程度

「実施した」が多い業種

宿泊業、製造業、運輸業



## 研究開発費

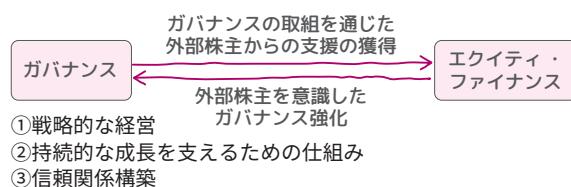
	研究開発費	売上高比研究開発費
大企業	上昇傾向	上昇傾向
中小企業	上昇傾向	ほぼ横ばい

## 3. 資金調達

## 中小企業とエクイティ・ファイナンス



エクイティ・ファイナンスの活用にはガバナンスが重要



## エクイティファイナンスの活用目的

- ①既存事業の強化に向けた増加運転資金  
②既存事業の強化に向けた設備投資

## エクイティファイナンスを利用した場合の出資者

- ①金融機関 ②公的投資会社



## 4. M&amp;A

M&A件数：約4,300件

## 事業承継・引き継ぎ支援センター

相談件数：約1.4万件

増加傾向

成約件数：約1.7千件

↑ M&Aを実施した企業の方がしていない企業より  
売上高、経常利益、労働生産性が高い

↑ M&Aは買い手・売り手ともに同業種が多い  
※業種別に見ると卸売業以外は同業種のM&Aの方が多い

## 中小M&amp;Aガイドライン

✓ M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示す

✓ M&A業者等に対し適切なM&Aのための行動指針を提示  
2023年改定の第2版

M&A業者向けの基本事項、仲介者・FAへの依頼時の留意点が拡充

## M&amp;A支援機関登録制度

✓ 登録を希望するM&A支援機関にガイドラインの遵守を義務付け

✓ 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）は登録されたM&A支援機関の活用が要件

## SHEET 05

## 中小企業・小規模企業の支援、小規模企業白書

## 中小企業・小規模企業の支援

## 1. 経営改善・再生支援

## 金融機関による再生支援の利用

2015年時点 「あり」約6% → 直近3年程度 「あり」約30%



## 金融機関別中小企業向け貸出残高(2023/12)

中小企業向け貸出残高	347兆円(増加傾向)
民間金融機関	319兆円(増加傾向)
政府系金融機関	28兆円(2022年～減少傾向)

## 2. 支援機関の現状と課題

## 各支援機関が最も力を入れている支援対象事業者

「5人以下」約6割

※特に商工会、商工会議所(9割以上)、  
よろず支援機関(7割以上)が多い

## 顧客・会員の属する主な地域

「同一市区町村」が約6割

## 小規模企業白書

## 1. 小規模事業者の経営課題と現状

## 経営上の問題点

小企業  
①売上不振 <約35%  
②利益減少

中小企業  
①売上不振 <約29%  
②求人難

売れない…



## 小規模事業者が重要と考える経営課題

①販路拡大・マーケティング  
②人手不足  
③資金繰り

数字は参考程度でOK



## 小規模事業者の売上げの状況

	売上高の中央値	売上高1,000万円以下の割合
全体	1,140万円	約半数
会社	3,336万円	約2割
個人	565万円	約7割

あまり売上ない…  
個人

## 企業規模別の損益分岐点比率

	2022年
大企業	48%
中規模企業	84%
小規模企業	90%

改善傾向  
何かあると不安だな…

大企業と比べて高い  
※特に小規模企業は以前から高い

## 小規模事業者の資金繰り

「事業が不調で資金繰りが苦しい」約18% 中規模企業と  
「事業は好調だが資金繰りが苦しい」約23% 比べて高い

## 業種別に見ると…

飲食・宿泊、小売は  
「安定している」割合が低い

BtoCはついで…

## 小規模事業者の資金繰りに支障が出ている理由

①売上が減少  
②原材料費が高騰

## 2. 小規模事業者に対する今後の期待

## 人口密度区分別に見た小規模事業者の構成比

区分	人口密度	事業所	売上高	付加価値	従業者数
1	低	87%	35%	40%	48%
2	やや低	83%	24%	30%	37%
3	やや高	79%	19%	24%	30%
4	高	75%	16%	20%	24%

▼人口密度が低くなるほど、どの指標でも  
小規模企業の存在感が大きくなる

小規模事業者は雇用の受け皿としての役割も大きい

▼特に高齢者や女性の雇用機会を提供

## 起業・創業

起業者数 約466万人 ※減少傾向

推移(2012→2022)

男性↓ 女性↑ 若者(29才以下)↑

## 開業費用の平均値・中央値

平均値 1,027万円  
中央値 550万円  
2013年度以降で最も低水準



チャレンジしやすい  
環境になってきた

## 開業企業・存続企業の労働生産性(中央値)

開業企業 > 存続企業

## 地方公共団体における創業支援の目的

- ①雇用創出 <7割超
- ②新産業の創出

## 地方公共団体における創業支援の連携先

- ①商工会 <7割超
- ②金融機関

## SHEET 06

## 中小企業関連の法律

## 1. 中小企業とは

## 中小企業の定義

	資本金または従業員数	
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人以下
卸売業 飲食はサービスではない	1億円	100人以下
小売業・飲食業	5千万円	50人以下
サービス業	5千万円	100人以下

## 中小企業の特徴

せい・おろ・こいん・さ  
3・3・1・1・5・5・5・1会社は  
俺のもの

- ✓ 所有と経営の非分離
- ✓ 資金調達の非公開性
- ✓ 規模の経済性が作用せず、必要資本が小さい
- ✓ 需要が均質化せず、多様で変化が激しい
- ✓ 経営者への依存度が高い お金は借入金がメイン BANK
- ✓ 外部資源への依存度が高い

## 2. 中小企業基本法

## 基本理念

## 中小企業の位置付け

多様な事業の分野で特色のある事業活動を行い、**多様な就業の機会**を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の**経済の基盤**を形成しているもの

## 期待される役割

- ✓ 新たな**産業の創出**
- ✓ 就業の機会の増大
- ✓ 市場における**競争の促進**
- ✓ 地域における**経済の活性化**



## 国の責務

独立した中小企業者の**自主的な努力**を前提に

- ✓ 経営の革新および創業の促進
- ✓ 経営基盤の強化
- ✓ 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

により、**多様で活力ある成長発展**が図られるよう中小企業に関する施策を総合的に策定・実施する責務



## 基本方針

国の責務の3つ + **資金の供給の円滑化**  
および**自己資本**の充実

## 用語の定義

## ✓ 経営の革新

新たな商品・役務・生産販売や役務提供方式・経営管理方法その他新たな事業活動により、その経営の相当程度の向上を図ること

## ✓ 創造的な事業活動

経営の革新・創業の対象となる事業活動のうち、**著しい新規性を有する技術**又は著しく創造的な経営管理方法を活用したもの

## 小規模企業者の定義

	従業員数
商業(卸・小売・飲食)サービス業	5人以下
上記以外	20人以下

資本関係なし

## 中小企業憲章

中小企業政策の基本的考え方と方針を示したもの  
基本理念と5つの基本原則、8つの行動指針から成る

## 基本理念

- ✓ 中小企業は、**意思決定の素早さ**や行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ
- ✓ 経営者は**企業家精神**に溢れ自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす
- ✓ 中小企業は、**社会の主役**として地域社会と住民生活に貢献し**伝統技能**や**文化の継承**に重要な機能を果たす
- ✓ 中小企業は**国家の財産**ともいべき存在である

## 3. 小規模企業振興基本法

## 小企業者

小規模企業者とはちょっとおおむね5人以下

定義が違う、業種関係なし

## 基本原則

事業の持続的な発展、円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援

→ 5年間の基本計画を内閣が定め、政策の継続性、一貫性を担保

## 基本方針

- ✓ 国内外の多様な需要に応じた商品役務の提供の促進及び**新たな事業の展開促進**
- ✓ 経営資源の有効活用、**人材**の育成及び確保
- ✓ 地域**経済**の活性化、地域住民の生活の向上、交流の促進
- ✓ 適切な支援のための支援体制の整備

## 基本計画

4つの目標と12の重点施策

①需要を見据えた**経営の促進**

②**新陳代謝**の促進

多様な小規模事業者(フリーランスなど)の支援

起業・創業支援

事業承継・円滑な廃業

③**地域経済の活性化**に資する事業活動の推進

④地域ぐるみで総力を挙げた**支援体制**の整備

国・地方公共団体・  
支援機関の連携強化と  
エコシステムの構築

事業継続リスクへの  
対応能力の強化

## SHEET 07

## お金関係の支援

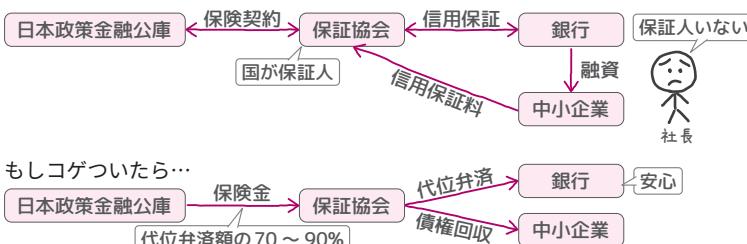
## 1. 融資機関と保証

## 日本政策金融公庫

一般的な事業会社向け 公庫が直に 銀行の窓口で  
全額政府の出資で、直接貸付と代理貸付がある

## 信用補完制度

中小企業は信用力が低いので国が信用力を補完



## 商工組合中央金庫

組合向け、所属資格のある団体が出資

## 保証限度額（原則）

普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円
無担保無保証人保証	2,000万円

小規模企業が対象  
(宿泊・娯楽は20人までOK)

## セーフティネット保証制度

- ✓ ピンチの時は保証枠が倍
- ✓ ピンチかどうかの判断は市町村長
- ✓ 信用補完制度の限度額と同額を別枠で保証

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1号：連鎖倒産防止                         |
| 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限            |
| 3号：突発的災害（事故等）                     |
| 4号：突発的災害（自然災害等）                   |
| 5号：業況の悪化している業種（全国的）               |
| 6号：取引金融機関の破綻                      |
| 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う<br>金融取引の調整 |
| 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡         |

## 予約保証制度

将来のピンチに備えて、  
信用保証協会の債務保証付き融資を予約する制度  
保証限度額：2,000万円 保証割合：80%  
予約期間：最長1年

## 危機関連保証制度

突発的な事象で全国的な資金繰りが  
短期かつ急激に低下したとき  
経営の安定に支障が生じている中小企業者に保証枠  
✓ 信用補完制度の限度額と同じ枠だけ別枠で保証

## ABL保証制度

棚卸資産は法人のみ  
売掛債権や棚卸資産を担保に融資  
(法人は代表者の保証要)

限度額：貸付2億5,000万円 × 80% = 2億円

## 参考 セーフティネット貸付制度

一時的にピンチでも中長期的には回復しそうな会社に融資

## 2. 税制 税制上の中小企業：資本金1億円以下

中小企業法の定義とは別

## 税制上の優遇

(年800万まで) 交際費の全額 } どちらかを選択して  
(上限なし) 接待飲食費の半額 } 損金算入OK  
年間所得800万円までの軽減税率適用  
→ 上限を超える分は10,000円/人までなら会議費でOK

## 賃上げ促進税制

## 控除額（中小企業）

雇用者全体の給与等支給総額が  
前年度比1.5%以上増加 → 給与増加額の15%を税額控除  
前年度比2.5%以上増加 → 給与増加額の30%を税額控除



教育訓練費が  
前年度比5%以上増加かつ

教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上  
→ 税額控除率を10%上乗せ  
女性活躍等に関する一定条件を達成した場合  
→ 税額控除税率を5%上乗せ



## 青色申告制度

正規の簿記の原則（複式）に従って申告したら特典  
青色申告特別控除：55万円の控除 e-Taxの場合は65万円

## 中小企業投資促進税制

中小企業の生産性向上を図るため、一定の設備投資を行った場合に優遇（以下、2つのうちいずれか）

- ✓ 取得価額 × 30% の特別償却  
→ 通常の減価償却とは別に経費の追加計上OK
- ✓ 取得価額 × 7% の税額控除  
→ 対象外：資本金3,000万円超1億円以下の企業

## エンジェル税制

個人投資家のリスク軽減

ベンチャー企業に投資した人の所得税を減税  
損失があっても、3年間繰り越して控除可能

- ✓ 創業期（設立10年末満）の中小企業者
- ✓ 外部からの投資を1/6以上受け入れた会社
- ✓ 未登録・未上場の株式会社（大企業の子会社X）

対象

## SHEET 08

## 共済制度・融資制度

## 共済制度

経営セーフティ共済ともいう

概要	退職金共済	倒産防止共済	小規模企業共済
運営主体	中小企業の従業員の退職金制度 相互共済と国の助成で運営	連鎖倒産防止と経営安定が目的 いざという時に貸付が受けられる	経営者の退職金制度
対象者	従業員 	例外あり 中小企業 	経営者 小規模企業の役員・個人事業主 (宿泊・娯楽業は20人以下OK)、 従業員20人以下の企業組合、 協業組合、農事組合法人の役員
掛金月額	5,000～30,000円 (16段階)	5,000～200,000円 (5,000円刻み)	1,000～70,000円 (500円刻み)
税金の取り扱い	法人：損金算入 個人：必要経費	法人：損金算入 個人：必要経費	経営者個人の所得から控除
貸付制度	対象	夜逃げは 含まれない 貸付制度なし	契約者 事業資金などの目的で借りられる
	上限額	回収困難額 } のうち少ない額 積立金額 × 10 } 上限8,000万円	納付した掛金の範囲内で 一般貸付：2,000万円 特別貸付：1,000万円
	条件	無担保、無保証人、無利子 	無担保、無保証人、低金利
その他	・従業員ごとに退職金共済契約を締結 ・従業員の退職時に所定の退職金が直接従業員に支払われる	・貸付を受けた場合貸付額の1/10 が掛金総額から控除される ・契約を解除し再加入した場合、解除日から2年間は掛金の損金算入不可	・廃業・死亡・老齢または役員を退職した場合に支払われる ・受け取り方は一括/分割/その併用

## 融資制度

中小企業事業

中小企業事業

	マル経融資制度	新規開業資金融資制度	女性・若者/シニア起業家支援資金制度	社会環境対応施設整備資金融資制度(BCP融資)	事業承継・集約・活性化支援資金
融資の条件	・小規模企業 (宿泊・娯楽業は20人以下OK) ・同じ地区内で1年以上事業を行っている ・経営指導を6か月以上受けている	・新たに事業を始める方 ・事業開始後おおむね7年以内の方	新規開業して7年以内の ・女性 ・男性のうち ✓ 35歳未満の若者 ✓ 55歳以上のシニア  ← 40歳 男性	・中小企業等経営強化法の規定に基づく、中小企業者 ・事業継続力強化計画などの認定を受けている ・自ら策定したBCPに基づいて防災施設等の整備を行っている	・現経営者が後継者とともに事業承継計画を策定 ・事業承継を契機に、新たに第二創業などを行う ・中小企業経営承継円滑化法の認定を受けるなど
対象資金	運転資金と設備資金	運転資金と設備資金	運転資金と設備資金	運転資金と設備資金	事業承継に関連した運転資金と設備資金
貸付限度額	2,000万円	7,200万円	7億2,000万円	7億2,000万円	14億4,000万円
貸付期間	運転資金7年以内 (据置期間1年) 設備資金10年以内 (据置期間2年)	運転資金10年以内 (据置期間5年) 設備資金20年以内 (据置期間5年)	廃業再チャレンジの場合15年 (据置期間5年)	7年以内(据置期間2年) 20年以内(据置期間2年)	運転資金10年以内 (据置期間5年) 設備資金20年以内 (据置期間5年)
貸付条件	内需にマル経 無担保、無保証人 低金利	創業時*のみ原則 無担保、無保証人 ※新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方	特別利率 (2億7,000万円まで)	特別利率(一定額まで) 4億円までは特別利率 4億円超は基準利率	特別利率 ※条件によって異なる
貸す人	日本政策金融公庫				

## SHEET 09

## 創業と経営力強化のための支援

## 1. 創業支援

根拠法

産業競争力強化法

個人：1か月前～

法人予定：2か月前～

対象

✓ これから事業を開始しようとする人

✓ 創業して5年未満の人

支援

信用保証協会の保証が受けられる

✓ 保証限度額：3,500万円

✓ 保証割合：100%

直接金融

中小企業投資育成株式会社法の特例

資本金3億円超の会社でも株式引受の対象に

## 2. IT化

## 戦略的CIO育成支援

数か月～10か月  
程度

専門家が経営戦略に基づくアドバイスを比較的長期にわたって行い、企業内のCIOの育成を支援する

対象

比較的高度なITを導入していきたい会社

支援

中小企業基盤整備機構が中小企業者に専門家を有料で派遣

CIO候補者にアドバイスを行い育成

## ポータルサイト

✓ J-Net21&lt;中小企業基盤整備機構&gt;

中小企業経営者向けの総合的な情報提供サイト

✓ ミラサポPlus

中小企業向け施策情報を一元提供



## 3. 新事業創出支援事業

国の色々な支援を受けるための相談窓口

対象

以下を提出しようと思っている人

✓ 農商工等連携事業計画

支援

中小企業基盤整備機構の相談窓口で

専門家に相談できる



専門家

## 4. 投資

## 中小企業投資育成株式会社&lt;@東京、大阪、名古屋&gt;

公的ベンチャーキャピタル、中小企業の自己資本充実と健全な成長発展の支援が目的

対象

資本金3億円以下の株式会社

投資の種類

✓ 株式引受

✓ 新株予約権の引受

✓ 新株予約権付社債の引受

他に育成事業も行っている

✓ 経営権安定化

✓ 事業承継支援

✓ 人材育成支援

## 投資事業有限責任組合

✓ 小中・ベンチャー企業へのリスクマネーの供給の円滑化

✓ 無限責任組合員のリスクを減らして、

年金資金や海外投資家のからの投資をねらう

## 5. 中小企業の支援機関

## 認定経営革新等支援機関(認定支援機関)

根拠法 中小企業等経営強化法

- ✓ 経営支援の担い手の多様化・活性化のため、高度かつ専門的な経営支援を行う専門家を取り込むことが目的
- ✓ 中小企業の支援をする人(コンサル、金融、商工会、税理士)を認定経営革新等支援機関(認定支援機関)として認定
- ✓ 認定経営革新等支援機関を通じて支援

## 都道府県等中小企業支援センター

- ✓ 中小企業支援法に基づく指定法人
- ✓ 都道府県、政令指定都市の中小企業支援の中心
- ✓ 経営や技術の専門家などがアドバイス

## 中小企業基盤整備機構

中小企業などの活性化のための基盤の整備

①創業・ ベンチャー支援	新事業展開、経営革新、販路開拓など
②経営支援	技術力向上、国際化、環境対応など
③人材支援	中小企業支援者や経営者への研修(中小企業大学校)
④ファンド出資	有限責任組合員として投資ファンドを作って投資&ハンズオン支援
⑤共済制度	小規模企業共済制度 中小企業倒産防止共済制度
⑥産業用地・施設	産業用地や施設を提供
⑦よろず支援拠点	中小企業のニーズにワンストップで対応

各都道府県

## 中小企業大学校

中小企業のための専門的研修機関

中小企業大学校でやっている研修

①中小企業支援担当者等研修

②中小企業者に対する研修

## 6. 研究開発に関連した支援

## 成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)

中小企業が大学・公設試験研究機関などと連携して行うものづくり基盤技術・サービスの高度化に向けた研究開発を支援

対象：2者以上で共同体を組んでいる

支援期間：最大3年間



## 技術研究組合(CIP)制度

複数の会社がお金と人を出し合って研究開発

メリット

✓ 法人格が得られる

✓ 研究開発税制や優遇税制が適用される

✓ 株式会社へ移行OK

## SHEET 10

## 事業承継・その他の支援

## 1. 事業承継支援

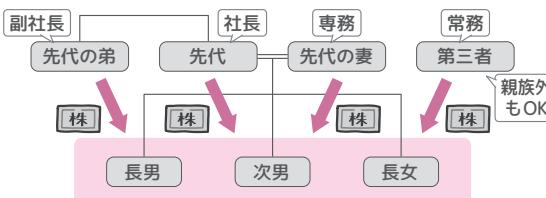
## 金融支援

- 対象** 事業承継にともない多額の資金ニーズのある中小企業
- 条件** 都道府県知事の認定を受けたら
- 支援** 中小企業信用保険法の特例 信用保証枠の日本政策金融公庫による貸付 実質的拡大

## 法人版事業承継税制

## 対象

贈与者は先代経営者に限定せず、複数でもOK



## 条件

特例承継計画を提出し、実際に承継を行う者  
5年平均で雇用の8割以上を維持 理由の報告は必要

→ただし未達成でも猶予継続OK (経営悪化等の場合  
は認定支援機関の指導・助言が必要)

## 支援

全株式に適用可能 指導・助言が必要  
相続税、贈与税の納税猶予割合は100%

## 個人版事業承継税制

親族外もOK

事業を行うために必要な事業用資産の承継にかかる  
相続税・贈与税を100%納税猶予

土地・建物、機械・器具設備、車両・運搬具、  
生物、無形償却資産(知財など)などが対象

制度を活用するためには、

- ✓ あらかじめ承継計画を提出する
  - ✓ 経営承継円滑化法に基づく認定を受ける
- 両方必要

## 遺留分に関する民法の特例

経営法務 [SHEET 18 相続] の「遺留分特例」を参照

## 補助金

[SHEET 14 補助金制度] の「事業承継・引継ぎ補助金」を参照

## 融資

[SHEET 08 共済制度・融資制度] の「事業承継・集約・活性化支援資金」を参照

## 事業承継総合支援事業

産業競争力強化法  
に基づき設置

- 各都道府県に事業承継・引継ぎ支援センター
- ✓ 課題解決に向けた、助言、情報提供、マッチング、相談無料
  - ✓ 後継者人材バンク  
後継者を探す中小企業や個人事業主と起業家をマッチング

## 2. 経営相談

## 経営安定特別相談事業

中小企業の経営危機を円滑に解決することが目的

商工会議所

都道府県商工会連合会 } に経営安定特別相談室

→様々な相談を無料で行っている



## 3. その他の支援など

## 事業継続力強化計画

中小企業の減災・防災に向けた取り組みを支援

## 根拠法

中小企業強靭化法

## 認定

事業者が作成した事業継続力強化計画を  
国(経済産業大臣)が認定

## 支援

一部の補助金で優遇、  
日本政策金融公庫による低利融資、  
信用保証枠の拡大、直接金融の支援、  
対象の防災・減災設備の特別償却(18%)

## 農商工等連携事業計画

中小企業者と農林漁業者がお互いに経営資源を持ち寄って  
有機的に連携して行う事業活動を促進

## 根拠法

農商工等連携促進法

## 認定

中小企業者と農林漁業者が共同で作成した  
計画を国(主務大臣)が認定

## 支援

日本政策金融公庫による低利融資、  
信用保証枠の拡大、  
食品流通構造改善促進機構による債務保証

## 先端設備等導入計画

先端設備等への設備投資を通じて労働生産性を向上

## 根拠法

中小企業等経営強化法

## 認定

経済産業大臣 基本方針の策定

協議 ↑ ↓ 同意

市区町村 導入促進基本計画の策定

申請 ↑ ↓ 認定

事業者 先端設備等導入計画の策定 ← 認定経営革新等  
支援 機関による事前確認

## 支援

信用保証枠の拡大、固定資産税の軽減措置  
(3年間1/2に軽減\*)

\*賃上げ方針を表明すれば最長5年間1/3

## 4. 小規模事業者支援法

## 商工会・商工会議所

「地域の総合経済団体」

✓ 商工会議所 @ 都市部 < よそ 500 か所

✓ 商工会 @ 地方 < よそ 1,600 か所



商工会議所の業務

✓ 経営指導員などによる相談・指導

✓ 記帳指導 小規模企業のホームドクター

✓ 基盤施設事業

→ 小規模事業者の集団化・共同化に寄与する施設を  
設置・運営

## 経営発達支援計画

伴走型の事業計画策定

実施支援を経済産業大臣(国)が認定



## SHEET 11

## 下請企業の保護

## 1. 下請代金支払遅延等防止法

独占禁止法

他に私的の独占

- 不公正な取引行為

不適当な取引制限

- 優越的地位の濫用行為を規制

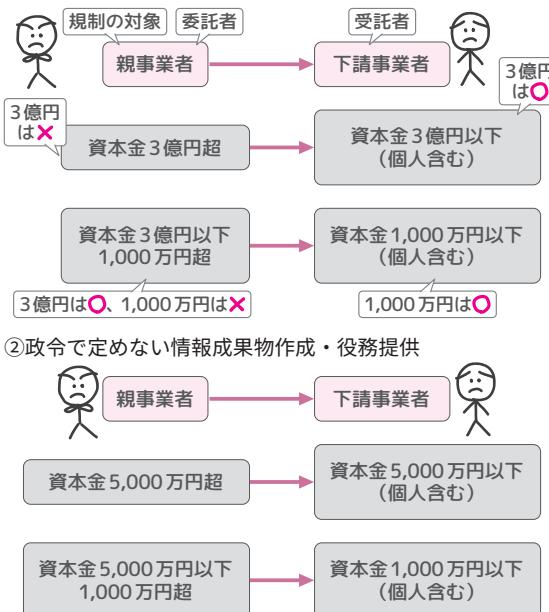
特別法で下請代金支払遅延等防止法

**公正取引委員会と中小企業庁**が下請取引の適正化のために  
親事業者へのルールを決めた

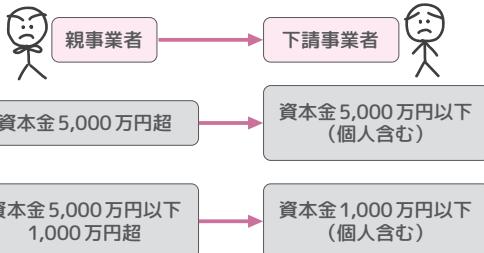
## 適用範囲

① 物品の製造・修理委託 or プログラミング 運送・倉庫

政令で定める情報成果物作成委託・役務提供委託



② 政令で定めない情報成果物作成・役務提供



## 親事業者の義務

- ✓ 注文する時は直ちに取引条件などの書面を出す
- ✓ 注文内容などの書類を作成し、2年間保存
- ✓ 下請代金の支払期日は物品等を受領した日から起算して**60日以内**でできる限り短い期間内で定める
- ✓ 受取日から60日を過ぎても支払いがない場合、60日後から支払日までの日数に応じ**遅延利息**を支払う(年利**14.6%**)

## 親事業者の禁止行為

## 下請事業者の利益を不当に害する行為は禁止

親事業者には11の禁止事項

- ① 受領拒否
- ② 下請代金の支払遅延
- ③ 下請代金の減額
- ④ 返品
- ⑤ 買いたたき
- ⑥ 購入・利用強制
- ⑦ 報復措置
- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済
- ⑨ 割引困難な手形の交付
- ⑩ 不当な経済上の利益の提供要請
- ⑪ 不当な給付内容の変更および不当なやり直し



## 2. 下請中小企業振興法

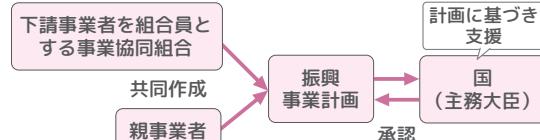
下請中小企業の振興が目的

## 振興基準

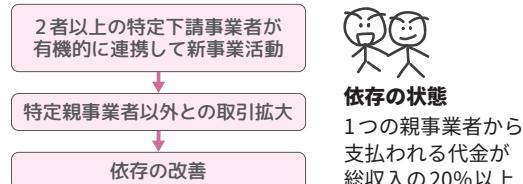
下請中小企業の振興を図るために、  
親事業者と下請事業者が従うべき一般的な基準

- ✓ 効果、コスト負担等の説明を十分に行うなどの配慮をしつつ、電子受発注などの導入を積極的に働きかけていく
- ✓ **年に1回以上**は価格協議を行う
- ✓ 下請代金の支払いは可能な限り現金で支払い、少なくとも賃金分は全額現金で支払う
- ✓ 手形はできる限り利用しないよう努める
- ✓ 手形サイトは**60日以内**とするように努める
- ✓ 下請代金は物品等の受領日から起算して**60日以内**に支払う
- ✓ やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合は親事業者が適正なコストを負担する
- ✓ フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面などの交付を行う
- ✓ 親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備
- ✓ 取引上の交渉の際に威圧的な言動による交渉を行わない
- ✓ 下請事業者の秘密情報(ノウハウ含む)の提供や開示を強要しない

## 振興事業計画制度



## 特定下請連携事業計画制度



基本方針	国(主務大臣)が定める
計画の作成	2者以上の特定下請事業者 ※親事業者への依存度を年1%以上低下させる目標が必要
認定を受けると	日本政策金融公庫による融資、中小企業信用保険法の特例、直接金融の支援

## 下請かけこみ寺事業

中小企業の取引に関して、様々なお悩み相談と支援が無料で受けられる

- ✓ 各種相談対応  
専門の相談員によるアドバイス
- ✓ 迅速な紛争解決  
裁判外紛争解決手続(ADR)



## SHEET 12

## 組合・高度化事業

## 組合

	事業協同組合	企業組合	協業組合	商工組合	商店街振興組合
根拠法	中小企業等協同組合法 ※「協同」がつくものと企業組合はこの法律		中小企業団体の組織に関する法律 ※協同組合法、商店街以外はこの法律		商店街振興組合法 ※商店街はこの法律
概要	共同経済事業を行う 共同開発や共同仕入などを行うための組合 資金の貸付も行う	簡易な会社 個人が創業するときに少ない資本で 有限責任のメリット	プチM&A 生産性の向上を目的に複数企業で設備や部門などを共有	同業者組合 業界全体の改善と発展を図る 商工組合連合会は商工組合の上位版	商店街の振興 共同仕入・保管・宣伝 アーケードや駐車場の設置 30人以上
設立要件	4人以上の事業者	4人以上の個人	4人以上の事業者	地区内でその事業をやっている事業者の1/2以上が加入	近接商店街の2/3以上が組合員で、組合員の1/2以上が小売商業・サービス業1地区に1組合だけ
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上	7人以上
認可			都道府県知事		
責任			有限責任		
加入	自由	自由	加入の承諾 プチM&A なのでシバリ がきつい	自由	自由
脱退	自由 「組合員」 は3文字	自由	持分譲渡	自由	自由
組合員割合	ない	全従業員の1/3以上が組合員	ない	ない	ない
従事割合	ない	全組合員の1/2以上が事業に従事	ない	ない	ない
議決権	1人1票 「従事」 は2文字	1人1票	1人1票 ただし出資比例 の議決権もOK	1人1票	1人1票
株式会社への変更	OK ※「業」がつく組合は株式会社へ変更OK	OK ※「業」がつく組合は株式会社へ変更OK	OK ※「業」がつく組合は株式会社へ変更OK	N G	N G
組合数	約28千 ※1番多い	約1.7千 ※3番目に多い	約0.7千	約1.1千	約2.5千 ※2番目に多い

## 高度化事業

## 1. 高度化事業とは

中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要な設備資金について、都道府県から事業計画に対するアドバイスを受けた上で、貸付を受けられる制度。

- ✓ 診断と融資の一体化支援
- ✓ 中小企業者が共同で行う事業が対象 (=単独不可)
- ✓ 初期段階から、原則として都道府県から助言を受ける必要あり
- ✓ 作成した高度化事業計画については、原則として都道府県が診断を実施
- ✓ 診断・助言は貸付後も行われる

## 3. 資金の貸付

対象資金	設備資金 〔運転資金の融資はなし〕
貸付方法	A方式 1つの都道府県内で行われる事業：都道府県が貸付 B方式 2つ以上の都道府県にまたがる事業：中小機構が貸付
貸付限度額	なし(ただし、貸付割合は原則として80%以内)
貸付期間	20年以内(うち据置期間3年以内)

## 2. 高度化事業の種類

中小企業者 がやる	集団化事業
	集積区域整備事業
	施設集約化事業
	共同施設事業
第3セクター がやる	地域産業創造基盤整備事業
	商店街整備等支援事業

第3セクターがやる事業は事業名が長い(10文字以上)

## 4. 優遇措置

- ✓ 長期・低利で融資(または無利子)
- ✓ 市街化調整区域の開発も視野に
- ✓ 事業所税が非課税
- ✓ 固定資産税の課税標準額が1/2(3年間)

## SHEET 13

## 中小企業の成長促進のための計画

計画	経営力向上計画	経営革新計画	地域経済牽引事業計画	
概要	人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画 <sup>※1</sup>	事業者が新事業活動 <sup>※2</sup> を行うことによりその経営の相当程度の向上を図る計画	地域の特性を活かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的效果を及ぼす事業に関する計画	
根拠法	中小企業等経営強化法		地域未来投資促進法	
基本方針 / 基本計画を決める人	経産大臣が基本方針、国(主務大臣)が事業分野別指針を策定	国(主務大臣)	国(主務大臣)が基本方針、市区町村および都道府県が基本計画を策定	
計画を作る人	<b>特定事業者等 従業員2,000人以下の企業</b> ※医療法人等、社会福祉法人、NPO法人で従業員数2,000人以下の法人も対象	<b>特定事業者</b> 製造業等 : 500人以下 卸売業 : 400人以下 サービス業 : 300人以下 小売業 : 300人以下	①民間事業者もしくは ②民間事業者と地方公共団体	
計画を承認/認定する人	国(主務大臣)	単一/県内: 都道府県知事 複数県: 国(主務大臣)	①都道府県知事 ②国(主務大臣)	
目標値	指標	原則として <b>労働生産性</b>	<b>付加価値<sup>※3</sup></b> <b>給与支給総額<sup>※4</sup></b>	
	3年	1%	9% 4.5%	
	4年	1.5%	12% 6%	
	5年	2%	15% 7.5%	
計画を作るにやつてもらえる支援	補助金	一部補助金で優遇		
	融資	日本政策金融公庫による低利融資		
	信用保険法の特例	商工組合中央金庫による低利融資		
	直接金融	中小企業基盤整備機構高度化融資(無利子)		
	税の特例	中小企業投資育成株式会社の特例で、資本金3億円超の企業でも中小企業投資育成株式会社法の株式引受けが受けられる	—	
	その他の支援	中小企業経営強化税制  ・日本政策金融公庫による <b>スタンバイ・クレジット</b> ・中小企業基盤整備機構による債務保証	先進的な事業に必要な設備投資への減税措置  ・地域団体商標の登録に関する特例措置 ・規制の特例	

## 補足

## ※1 経営力向上計画に盛り込むべき内容

- ①企業の概要、②現状認識(ローカルベンチマークなどを活用)、
- ③経営力向上の目標、結果を示す指標(労働生産性)、④経営力向上の内容

## ※2 新事業活動とは

新商品/新サービスの生産や提供、新商品/新サービスの売り方に関するもの、技術に関する研究開発およびその成果の利用に関するもの

## ※3 付加価値

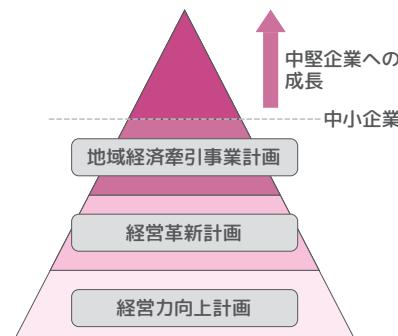
えいじんげん

付加価値額(=営業利益+人件費+減価償却費) または  
一人当たりの付加価値額(=付加価値額/従業員数)

## ※4 給与支給総額

給与支給総額=役員報酬+給料+賃金+賞与+各種手当

## 各計画のイメージ



## SHEET 14

## 補助金制度

中小企業等を対象とした主な補助金(2024年11月時点)

	概要	補助金	備考
ものづくり 補助金 ものづくり・ 商業・ サービス 生産性向上 促進補助金	中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援	省力化(オーダーメイド)枠  製品・サービス高付加価値化枠 ・通常類型 ・成長分野進出類型  グローバル枠	<b>3～5年の事業計画で、</b> ・付加価値額 <b>+3%以上/年</b> ・給与支給総額 <b>+1.5%以上/年</b> ・事業場内最低賃金 ≥地域別最低賃金 <b>+30円以上</b> を満たすもの  ※大幅な賃上げに取り組む事業者に対して、補助上限を上乗せる特例措置あり
IT導入 補助金 サービス等 生産性向上 IT導入支援 事業	労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援	通常枠  インボイス枠 ・インボイス対応類型 ・電子取引類型  セキュリティ対策推進枠  複数社連携IT導入枠	汎用プロセスのみは不可  インボイス対応類型はインボイス制度対応のソフトと、PC・ハードウェア等が対象、電子取引類型は受発注システムを商流単位で導入する企業を支援  補助対象を「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に特化  地域DXの実現などに向けた、複数社へのITツールの導入を支援
小規模事業者 持続化補助金	地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることが目的  持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化の取組を支援	通常枠 補助率：2/3 上限額：50万円  賃金引上げ枠、卒業枠、 後継者支援枠、創業枠 補助率：2/3 上限額：200万円	小規模事業者が対象 商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業が対象  インボイス発行事業者へ登録する事業者を対象に上限額+50万円引き上げ
事業再構築 補助金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウイズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促す	成長分野進出枠 通常類型 GX進出類型  コロナ回復加速化枠 通常類型 最低賃金類型  サプライチェーン強靭化枠	基本要件 (事業類型ごとに補助対象要件あり) ①「事業再構築」の定義に該当する事業 ②認定経営革新等支援機関等の確認を受けた事業計画 ③補助事業終了後3～5年で付加価値額等が年平均3～5%以上(事業類型ごとに異なる)  ※卒業促進上乗せ措置 中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者を支援 ※中長期大規模賃金引上げ促進上乗せ措置 継続的な賃金引上げ及び従業員増加に取り組む事業者を支援